

貯蓄預金

平成 24 年 6 月 22 日現在

商品名 (愛称)	貯蓄預金
-------------	------

1. 販売対象	・個人のお客さまのみ
2. 期間	・期間の定めはありません
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
4. 払戻方法	・ 随時払戻しできます
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 (原則月 1 回変更します ただし、金利情勢に応じ変更します) ・ 10 万円以上 50 万円未満、50 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上 1,000 万円未満、1,000 万円以上の 5 段階の金額階層別に金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・ 基準残高 (10 万円) 未満は、普通預金の金利を適用します ・ 年 2 回 (3 月、9 月) の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
6. 税金	・ 分離課税 20% (国税 15%、地方税 5%) となります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
7. 手数料	・ お引き出し回数に制限がなく何回引き出されても無料です ・ キャッシュカードによる払戻しは取扱時間帯により手数料を徴求します (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) ・ スウィングサービス (順スウィング (普通預金から貯蓄預金への自動振替)、逆スウィング (貯蓄預金から普通預金への自動振替)) の取扱手数料も無料です
8. 付加できる特約事項	・ 普通預金との間で資金を移動させるスウィング (自動振替) サービスの取扱いができます ・ マル優の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部 (9 時~17 時、電話: 0120-15-2489) にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 兵庫県弁護士会 (電話: 078-341-8227)、東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所 (9 時~17 時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い

	<p>て共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ▪ 「総合口座」の取扱いはできません ▪ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）

日新信用金庫